

鈴鹿市告示第23号

鈴鹿市ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業実施要綱の一部を改正する告示を  
次のように定める。

令和8年2月12日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業実施要綱の一部を改正する告  
示

鈴鹿市ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業実施要綱（平成27年鈴鹿市告示  
第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように  
改める。

改 正 後	改 正 前
(対象者) 第2条 事業の対象となる者は、ひとり親家 庭の <u>小学校3年生</u> から中学校3年生までの 児童（以下「児童」という。）及び保護者（当 該児童の父、母又は父若しくは母に代わる 養育者をいう。以下同じ。）とする。	(対象者) 第2条 事業の対象となる者は、ひとり親家 庭の <u>小学校4年生</u> から中学校3年生までの 児童（以下「児童」という。）及び保護者（当 該児童の父、母又は父若しくは母に代わる 養育者をいう。以下同じ。）とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。